

日医発第 298 号（国 2）
令和 2 年 7 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
中 川 俊 男
（公印省略）

世界医師会準会員の更新について（依頼）

平素より、本会国際活動にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、世界医師会準会員の加入手続き等につきましては、日頃よりご協力いただいているところでございますが、今年度（2020 年 9 月 1 日～2021 年 8 月 31 日）の準会員につきまして更新手続きの時期となりました。

つきましては、貴会より申請いただいている既加入者の継続および新規加入につき、別紙内容にてご対応下さいますようお願い申し上げます。

なお、内容についてのお問合せは、担当事務局である国際課までお願いいたします。

(別紙)

世界医師会準会員更新・新規加入手続き

1. 名簿について

昨年度の加入者データを後日メールに添付してお送りいたします。修正（役職名、新規加入の場合は氏名にふりがなと英文表記）の上、国際課宛（jmaintl@po.med.or.jp）、令和2年7月31日までにご返信下さい。

2. 会費について

年会費は1人3,700円となります。加入者人数分を下記口座宛に、令和2年8月31日までにお振り込み下さい。

なお、銀行の振込金受取書をもって領収証に替えさせていただきます。

記

振込先銀行：三井住友銀行 神田支店

口座名義：日本医師会

口座番号：当座 No. 264821

3. 日医役員、代議員会議長および副議長について

本会役員（会長、副会長、理事、常任理事、監事）ならびに代議員会議長、副議長につきましては、本会扱いとなりますので、当該者を擁する場合は、名簿への記載ならびに会費の納入は不要となります。

お問合せ先：日本医師会国際課

〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16

TEL:03-3942-6489 FAX:03-3946-6295

e-mail:jmaintl@po.med.or.jp

世界医師会準会員について

世界医師会（WMA）の「会員」とは加盟国医師会を指し、加盟国医師会に所属していない医師でも世界医師会の活動に参加できる手段として、準会員制度が設けられております。

WMA は毎年の総会期間中に準会員会議を開催して、世界の準会員が情報交換、意見交換できる場を提供しております。

元来、世界医師会の準会員制度は、武見太郎元日本医師会長が WMA に財政的な貢献を目的に創設した制度であるとの経緯があります。そのため、現在、WMA には 1,000 人ほどの準会員がおりますが、約 610 人が日本医師会員となっております。

WMA の準会員であることの証として、準会員には、個々の名前を明記した準会員証、ステッカーが配布される他、WMA 総会への参加案内も優先的に送付されます。

また、準会員会費は 75 ユーロ（約 9,000 円）ですが、日本の場合は準会員数が多いことから、WMA より会費が減額されて 3,700 円となっております。

なお、従来準会員に適用されておりました傷害保険は現在は加入しておりませんが、会費につきましては変更はございません。

記

添付資料

1. 準会員に適用される規則

日本医師会国際課
Tel 03－3942－6489

The World Medical Association

準会員に適用される規則

1981年9月、10月、ポルトガルのリスボンにおける第34回総会で修正

1990年5月、イスラエルのエルサレムにおける第126回理事会で修正

1998年10月、カナダのオタワにおける第50回総会で修正

2002年10月、ワシントン総会で修正

2003年9月、ヘルシンキ総会で修正

1. 準会員とは、WMAの施行細則（第1章第1条C項i）に定義されている意味での医師と、国に認可されていると理事会が判断する医学校に正式に在学している医学生で、準会員申請手続きを終え、準会員に定められている会費を納入した者に限られる。個々の医師および医学生はその所属する国の医師会がWMAの加盟会員であってもなくても準会員となることができる。
2. 準会員申請に関する書類は、WMAから直接、あるいはWMAの構成会員である加盟医師会を通じてのみ入手できる。申請用紙は、記入、申請者署名の上、規定の会費とともに、WMAあるいは構成会員である加盟医師会に返送されなければならない。
3. 準会員には会員証が交付され、世界医師会雑誌（WMJ）の購読およびその他理事会が認める特典を受けることができる。準会員は、登録料を支払って、WMA総会の公開会議に出席することができる。また、準会員の代表および副代表は、申請が承認された場合、WMA理事会の公開会議に出席することができる。但し、これらの会議に出席するための費用は準会員が負担する。
4. 準会員は総会に出席している準会員の中から議長を選出する。議長は準会員会議で議長を務める。議長が不在の場合、準会員は会議に出席している準会員の中から1名をその会議の議長として選出することができる。

議長の任期は3年間とし、準会員の意向に応じて留任または再選できるものとするが、準会員の資格を満たしていなければならない。

議長が準会員を退会あるいは準会員の資格を喪失した場合、議長の任期は自動的に終了する。次の準会員会議で準会員は新たに議長を選出し、任期はそこから3年間とする。
5. WMA総会で各会議が開催される直前に、総会に参加している準会員のための会議が開かれる。この会議の予定や準備は事務総長が行い、下記の順序で進められる。
 - a) 議長の任期が満了した場合には、出席準会員により会議を進行する議長を選出することができる。会議中は、事務総長または事務総長に指名された人が、準会員に助言を与え、協力し、相談に応ずる。
 - b) 総会の協議事項について討議する。
 - c) 総会に提出する動議について提案を行う。

- d) 出席準会員の互選により、総会に参加させる代表と副代表を各2名選出する。代表または、副代表は、施行細則の第3章第3条A項の規定のとおり、在住する国の医師会が認める医学校卒業証書又は医学の学位を所持するものの中から選ぶものとする。
- e) その他の事項
- f) 閉会

6. 準会員の会議に出席している準会員の2／3以上の多数の賛成によって採択された動議のみを総会へ検討するために提出することができる。総会へ出席させるために準会員が選んだ代表は、総会で発言する権利を有する。但し、新たな事項、修正案あるいは動議の提出または投票することはできない。
7. 提出された動議およびそれに関する背景文書が、過去5年以内に準会員会議においてすでに審議されている別の提案と実質的に同じ内容を扱っているときには、以下の場合において、最後に公式文書とされたときから向こう3年間に開かれるいかなる会議においても公式文書から除外することができる。
 - 7.1 過去5年以内に1回提案され、5%以下の票しか得られなかった。
 - 7.2 過去5年以内に2回提案され、最後に準会員会議に提出されたときに10%以下の票しか得られなかった。
 - 7.3 過去5年以内に3回以上提案され、最後に準会員会議に提出されたときに15%以下の票しか得られなかった。
8. 事務総長は、準会員に関する事項をすべて管理し、準会員に関係する義務と責任を地域事務局長に委任することができる。
9. 理事会はいかなる準会員の申請も理由なしで拒否することができる。
10. 理事会は正当な理由により準会員を脱会させることができる。会員資格の停止理由とは、WMAの方針並びに目的に反する会員の行動、WMAあるいは医師にとって不名誉をきたすような行動、WMAの名を汚すような行動等よりなる。正当な理由により準会員の資格停止を実施に移す前に、該当の会員から当人への訴えに対して書面による弁明を求める。理事会はもし、会員からの返答を受理した場合には、それについて考慮・検討した上で、決定を下すものとする。
11. 準会員はいかなる場合においても、準会員の会議開会前の理事会の許可なくしては、いかなる資格においてもWMAを代表することはできない。
12. 国際医学生連盟(IFMSA)の会員は、医師として卒業した後の3年間WMAの準会員として認められる。会費は徴収されないが、こうした会員に対し成果物、サービスおよび出版物（電子出版物は除く）は提供されない。また、投票権はもたない。
